

四季が丘地区自主防災活動規定

(総則)

第1条

四季が丘地区自主防災連絡協議会は、四季が丘地区における災害対策および災害時の活動に関する規定を定める。

(運用)

第2条

四季が丘地区における災害対策、災害時の活動のため、自主防災組織は、この規定に基づき行動する。ただし、緊急でやむをえない場合、臨機の措置をとり、災害の防護・復旧に努める。また、自主防災組織は、災害時において、「自助」（自らの身は自分で守る）・「共助」（となり近所、地域で協力し合う）の精神を基本として行動する。

(四季が丘地区の自主防災組織の定義)

第3条

この規定を適用する自主防災組織は、次による。

(1) 四季が丘対策本部

本組織は、四季が丘地区コミュニティづくり協議会会長を代表とし、四季が丘地区コミュニティづくり協議会の役員で構成する。また、本対策本部は、廿日市市職員、町内会連合会、四季が丘消防団、各町内会等と連携し活動する。なお、本対策本部は、四季が丘公民館に設置する。

(2) 各町内対策本部

本組織は、各町内会の会長を代表とし、四季が丘地区の町内会毎に設置する。なお、本組織は、町内会役員・班長、自主防災委員及び、コミュニティ部員等で構成する。

(3) 四季が丘地区自主防災連絡協議会

本協議会は、四季が丘地区全体並びに各町内会の防災活動の支援を目的として設置する。また、本協議会は、防災活動に関する地域内外の情報を交換し、防災活動に関する意識向上を図る場として運営する。本協議会は、議長のほか事務局員、四季が丘地区コミュニティづくり協議会役員、町内会連合会役員、各町内会長及び町内自主防災委員等により構成する。

(自主防災活動に関わるマニュアル等の整備)

第4条

各町内会は、災害対策、災害時の活動のため、以下のマニュアル、情報資料を整備する。また、災害時に備えて、防災用具・食料などの必要資機材を平素から管理・整備する。

- (1) 町内防災組織の運営マニュアル
- (2) 緊急連絡網
- (3) 要支援者情報
- (4) 防災資機材管理簿

(防災体制の発令・解除)

第5条

災害時、または災害の発生することが予測される場合、各対策本部の代表は、状況に応じて防災体制の発令および解除を行う。

(防災体制時における組織編成)

第6条

四季が丘対策本部および町内防災組織の編成は、「四季が丘 防災情報マップ」を基本とする。

(防災体制時の各班の任務と役割)

第7条

四季が丘対策本部および各町内対策本部の各班の任務は、「四季が丘 防災情報マップ」を基本とする。ただし、町内防災組織の各班の担当者については、町内防災組織の運営マニュアルに定める。

(防災体制時の情報把握と行動)

第8条

四季が丘対策本部は、以下の事項について情報把握し行動する。また、各町内対策本部からの支援要請等を受けた場合、各組織との連絡、調整等を行ない、自主防災組織が円滑に活動できるよう支援する。なお、防災体制時の情報伝達および連絡内容は、次のとおりとする。

- (1) 四季が丘地区における町内防災組織の活動体制の把握
- (2) 四季が丘地区における町内被害発生状況の把握
- (3) 四季が丘地区の町内防災組織からの支援要請に対し、人的資源及び物資等の手配
- (4) 廿日市市役所対策本部との情報連絡調整
- (5) 廿日市市役所対策本部および近隣地域への支援要請

各町内対策本部は、四季が丘対策本部に対し次の事項について情報連絡を行なう。なお、火災消火、被災者救助など緊急を要する連絡は、個人または各町内対策本部から警察、消防署等に直接連絡する。

- (1) 町内防災組織の活動体制の報告
- (2) 町内被害発生状況の報告
- (3) 防災体制時の人的資源及び物資等の支援要請
- (4) その他、災害復旧・救援に必要とされる事項の連絡

(防災意識の向上)

第9条

防災意識の向上、自主防災活動の充実を図るために、自主防災組織は、次の事項を継続して行なう。

- (1) 四季が丘地区は、四季が丘地区自主防災連絡協議会を設置する。
- (2) 四季が丘地区自主防災連絡協議会は、各町内に2名以上の自主防災委員を配置する。
- (3) 四季が丘地区自主防災連絡協議会は、各町内会が主催する防災訓練、救命救急講習会等を支援・協力する。また、四季が丘地区で実施される催しで自主防災の広報活動や四季が丘地区住民を対象にした研修会、講演会、訓練などを積極的に行なう。
- (4) 四季が丘地区自主防災連絡協議会は、自治体、各種団体等が開催する防災講習会や防災訓練などに積極的に四季が丘住民を派遣する。また、その費用を負担する。

(個人情報の守秘)

第10条

自主防災組織の活動で知り得た個人情報は、自主防災活動以外に利用しない。

(附則)

本規定は、平成20年(2008年)4月14日より施行する。